

平成三十年三月

平成三十年三月文京区議会臨時議会議案

文京区

目次

議案第六十九号

文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

.....

1頁

議案第七十号

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

.....
15頁

議案第六十九号

文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年三月三十日

提出者 文京区長 成澤 廣 修

文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成二十五年三月文京区
条例第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第五節
第六節

共生型地域密着型サービスに関する基準（第六十条の二十の二・第六十条の二十の三）

に改める。

指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一条中「第二項の規定に基づき」を「第二項の規定に基づく」に改め、「運営に関する基準」の下に「並び
に法第七十八条の二の二第一項第一号及び第二号の規定に基づく共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準」を加える。

第二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 共生型地域密着型サービス 法第七十八条の二の二第一項の申請に係る法第四十二条の二第一項本文の指
定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第四条中「法人」の下に「又は病床を有する診療所を開設している者（指定地域密着型サービスに該当する複

合型サービス（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）を加える。

第六条第一号中「定める者」の下に「（施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第七条第一項第二号中「（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第二項中「三年以上」を「一年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、三年以上）」に改め、同条第五項中「の各号」及び「午後六時から午前八時までの間において」を削り、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 介護医療院

第七条第七項及び第八項中「午後六時から午前八時までの間は、」を削り、同条第十二項中「第百九十三条第十項」を「第百九十三条第十四項」に改める。

第十七条中「介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）を「施行規則」に改める。

第三十三条第三項中「午後六時から午前八時までの間に行われる」を削る。

第四十条第一項中「三月」を「六月」に改め、同条第四項中「場合には」の下に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第四十七条第一項中「定める者」の下に「（施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第四十八条第二項中「三年以上」を「一年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定

めるものにあつては、三年以上」に改める。

第六十条の九第四号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第六号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第六十条の十第五項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。
第四章の二中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第六十条の二十の二 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）をかわせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第六十六条第一

項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第一百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第一百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第六十条の二十の三 第十条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十

九条、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条、第五十四条及び第六十条の二、第六十条の四、第六十条の五第四項並びに前節（第六十条の二十を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第六十条の十二に規定する運営規程をいう。第三十五条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第三十五条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十条の五第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第六十条の九第四号、第六十条の十第五項及び第六十条の十三第三項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十条の十九第二項第二号中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十九条」とあるのは「第二十九条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

第六十条の二十五中「九人」を「十八人」に改める。

第六十条の二十七中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第六十条の三十八中「第三十五条中」の下に「「運営規程」とあるのは「第六十条の三十四に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第六十二条第一項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を、「特定施設」の下に「をいう。以下こ

の項において同じ。）」を加え、「同じ。）」を「同じ。）」に改める。

第六十六条第一項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第八十条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下」の下に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が一日当たり十二人以下となる数」を加え、同条第二項中「第八十三条第七項」の下に「及び第九十三条第八項」を加える。

第八十三条第一項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「及び第九十三条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第六項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を、「指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の下に「又は介護医療院」を加え、同条第七項中「（以下）」を「（以下この章において）」に改める。

第八十四条第三項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を、「第九十四条第三項」を加える。

第八十五条、第九十四条第三項、第一百二十二条第二項及び第一百三十一条中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第七 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二百二十六条第三項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

第三百三十一条第四項中「のうち一人以上、及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、

「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加え、同条第七項第一号中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の一号を加える。

三 介護医療院 介護支援専門員

第三百三十九条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第五十二条第三項中「この条」を「この項」に、「」及び「」を「」に改め、「平成十一年厚生省令第三十九号」の下に「。以下この項において「指定介護老人福祉施設基準」という。」を、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介

護老人福祉施設基準第四十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設に」に改め、「場合の」の下に「指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第四項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加え、同条第八項第二号中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の一号を加える。

四 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第百五十五条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第百五十九条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第百六十七条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

第百六十七条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第百五十二条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第百七十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第八十四条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第八十八条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第九十三条第一項中「指定看護小規模多機能型居宅介護」の下に「第八十三条第七項に規定する」を加え、

「当該本体事業所」を「、当該本体事業所」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第六項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第八項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第六項中「指定看護小規模多機能型居宅介護」の下に「第八

十三条第七項に規定する」を加え、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第八項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第七項に次の一号を加える。

五 介護医療院

第九百九十三条中第十項を第十四項とし、第九項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第十一項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第二百一条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第九百九十三条中第八項を第十一項とし、第七項の次に次の三項を加える。

8 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な

看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、二人以上とすることができる。

9 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第四項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の数員数は常勤換算方法で一以上とする。

第九百九十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第九百九十五条中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

第九百九十六条第一項中「二十九人」の下に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）」を加え、同条第二項第一号中「登録定員」を「登録定員」に改め、「定める利用定員」の下に「サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人」を加え、同条第二号中「九人」の下に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）」を加える。

第九百九十七条第二項第二号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居

宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がないときは、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第二百一条第一項中「介護支援専門員」の下に「（第九百九十三条第十三項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第二百四条中「の活動状況」との下に「、第八十八条中「第八十三条第十二項」とあるのは「第九百九十三条第十三項」と」を加える。

付則第二項から第四項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、付則に次の二項を加える。

5 第三百十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

6 第三百三十三条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(説 明)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）等の一部改正に伴い、共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十号

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年三月三十日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

文京区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月文京区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
目次、第二章の章名及び第二条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第十四条の二中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第二十九条の七第一項」を「第二十九条の七第一項第一号」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額（同項）」の下に「第二号」を、「介護納付金賦課被保険者（同項）」の下に「第三号」を加え、「介護納付金賦課額（同項）」を「介護納付金賦課額（同号）」に改める。

第十四条の三各号を次のように改める。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條の七第一項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第八十一條の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第八十一條の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額
オ 保健事業に要する費用の額

カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第七十四条の規定による補助金の額

イ 法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同條の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 国民健康保険給付費等交付金（法第七十五條の二第一項の国民健康保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三第一項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第十五條の四第一号中「百分の七・四七」を「百分の七・三二」に改め、同條第二号中「三万八千四百円」を「三万九千円」に、「初日」を「前年度及びその直前の二箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第十五条の八中「五十四万円」を「五十八万円」に改める。

第十五条の九各号を次のように改める。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

第十五条の十二第一号中「百分の一・九六」を「百分の二・二二」に改め、同条第二号中「一万千円」を「一万二千円」に、「初日」を「前年度及びその直前の二箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第十六条各号を次のように改める。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健

康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

第十六条の四第一号中「百分の一・三五」を「百分の一・三三」に、「百分の五十」を「百分の五十三」に改め、同条第二号中「百分の五十」を「百分の四十七」に、「初日」を「前年度及びその直前の二箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第十九条の二中「五十四万円」を「五十八万円」に改め、同条第一号ア中「二万六千八百八十円」を「二万七千三百円」に改め、同号イ中「七千七百七十円」を「八千四百円」に改め、同条第二号中「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同号ア中「一万九千二百円」を「一万九千五百円」に改め、同号イ中「五千五百五十円」を「六千円」に改め、同条第三号中「四十九万円」を「五十万円」に改め、同号ア中「七千六百八十円」を「七千八百円」に改め、同号イ中「二千二百二十円」を「二千四百円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例第十四条の二、第十四条の三、第十五条の四、第十五条の八、第十五条の九、第十五条の十二、第十六条、第十六条の四及び第十九条の二の規定は、平成三十年度以後

の年度分の保険料について適用し、平成二十九年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明)

保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）及び国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の改定及び保険料軽減対象の拡大を行うほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。